



「税理士監理官」を ご存知ですか？？？

やま した こう いち
山下 孝一



はじめに

正式に広報部から「税理士監理官について」の原稿を依頼され、いざ、原稿を書くとなったらこれはどうすべきかと頭をひねり、ぎりぎりの原稿提出となってしまった。

そもそも、組織の官職については、ご存知のとおり法令等でしっかり位置付けられており、その条文等を列挙しても味気のないものになりそうなので、角度を変えて、税理士会の先輩諸氏には失礼ながら、そもそも「税理士とは」からはじめ「税理士制度の歴史」、「税務行政の変遷と税理士の役割」について、更には「国税庁の税理士業務への取組方（組織の変遷を含め）」を交えながら私なりに「税理士監理官について」へと結びとして繋げていきたい。

《税理士とは！》

暮らしのパートナーとして、社会公共的使命をもって、申告納税制度の担い手として「税理士はあなたの信頼に応えます。」と、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）のHPの初めに紹介されています。

更に、税理士の仕事について、「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」、「e-Taxの代理送信」、「会計業務」、「補佐人として」、「会計参与として」、「社会貢献～知識や経験を活かして」、「新しい時代に向かって」と多種多様な要素をもった仕事をしていると紹介されている。※詳細は、日税連のHPを参照願います。

《税理士制度の歴史》

「税理士として職業の起源」は？

税理士制度は、1942年（昭和17年）2月23日公布された「税務代理士法」が淵源となっており、同法の公布日を今日も「税理士記念日」とされている。

制度発足以来、幾度もの改正を経て今日に至っ

ているが、それ以前はというと、明治時代の「税務代弁者」が始まりと言われている。

明治時代に遡り明治維新後の新政府にとって税制の整備が喫緊の課題となり、当時の税制は地租が中心だったが、所得税法が1887年（明治20年）制定され所得課税が始まった。日清戦争（1894年～1895年）後の財源確保のため登録税法が1896年（明治29年）、営業税法が翌1897年（明治30年）に制定され、1899年（明治32年）には法人所得への課税が始まった。更に、1905年（明治38年）には相続税法が制定されている。

そのような税制の変遷の中、主として大阪地方で税務官吏であった者や会計の知識のある者などが納税者に税務相談等を行ったことが税理士の起源といわれている。

1904年（明治37年）日露戦争（～1905年）の開始に伴って増税が相次いだ結果、税務相談を求める納税者も増大し、税務代理や税務相談等を専門に業とするいわゆる「税務代理業者」が増加していった。

増加した「税務代理業者」に対して、1912年（明治45年）大阪府で「大阪税務代弁者取締規則」が制定されている。「取締規則」というようにこれは不適格な税務代理業者の増加に対する警察の取締りとして制定されたものである。

この規則の内容は、他人の委任を受けて税務に関し税務官庁に願、届出、申立てその他の手続の代弁を業とする者を税務代弁者とした。

この税務代弁者になるためには、警察署に申請して免許証の交付を受けなければならない、報酬については、警察署を経由して大阪府の認可を受けなければならないとされていた。

昭和2年3月に制定された「計理士法」は、「計理士の称号を用いて会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案をなすことを業とするもの」を計理士とし、計理士試験合格者、大学又は専門学校卒業者に計理士の資格を与えると

した。その折、経過措置として1年以上会計に関する検査、調査等の業務に従事していた者も計理士となることができるとしたため、既存の税務代弁者等の相当数が計理士の資格を得ることができた。なお、「計理士法」は、我が国における会計に関する職業専門家として最初の法律だったが、昭和23年「公認会計士法」の制定に伴い廃止された。

その後、昭和8年3月に他人の委任を受けて税務に関し税務官庁に願、届出、申立てその他の手続の代理をなすことを業とする者を税務代理人とし、その登録制度や業務独占等を内容とする「税務代理人法案」が国会に提出されたが不成立となっている。

【税務代理士法の制定】

昭和17年2月23日税理士制度の淵源となる「税務代理士法」が公布される。

税務代理士法の制定当時は、税制の複雑化と戦争遂行のための財源確保のための増税が進む中で、税務代理や税務相談に応ずる税務代理業者の数が増大してきていた。そのような状況のもとで、戦争遂行化での円滑な税務行政運営という観点から、この税務代理業者の資質向上と行政による監督の必要性が生じてきたため法整備が進んだといわれている。

税務代理士法の特徴は、①業務の独占、②資格の限定、③大蔵大臣の許可、④監督、⑤税務代理士会への強制入会、⑥税務代理士会の自治機能であり、終戦後のシャープ勧告後の「税理士法」の制定に繋がっている。

【シャープ勧告】

昭和20年の第2次世界大戦の終結後、新たに制定された「日本国憲法」によって、明治憲法下での天皇大権、臣民、官吏制度などが否定され、国民主権、基本的人権、公務員制度などが確立され「租税法律主義」も明記された。

このように新憲法下で法的・社会的な大改革は、当然のごとく税制・税務行政にも大きな影響を与えたことは言うまでもない。大部分の直接税に申告納税制度（昭和22年4月）が導入され、納税者自らが第一次的にその納付すべき税額を確定することとなった。更に、納税者人口が飛躍的に増加し、税務行政の円滑な運営と民主化が求められるようになった。

社会・経済が激変する中で、税務代理士制度の改革に関する議論も起こってきた。

そのような中、シャープ勧告は、戦後の税務行政の混乱の一因が、税務当局と税務代理士の双方にあることを指摘して、適正な税務行政の確立のためには納税者が税務官吏と同じ程度に法に精通する必要がある、このために納税者を援助する専門家たる税務代理士の水準を引き上げることが必要であると指摘している。（第一次勧告）更に、納税者の代理人としての専門家の存在こそが、税務行政上の誤謬から納税者を保護するとともに、税務行政事務を牽制して、その能率と公平を増進する刺激を与えるとして、納税者の代理人についてのあるべき制度を具体的に勧告している。（第二次勧告）

【税理士法の制定】

シャープ勧告等を経て、昭和22年4月導入された申告納税制度などを踏まえ、昭和26年6月15日「税理士法」が成立した。

この新たな「税理士法」の特徴は、

- ① 税理士を「中立な立場」と規定
- ② 税理士資格の取得方法として、試験制度を原則化
- ③ 税理士業務の拡大（地方税など）
- ④ 税理士の権利義務規定の明確化
- ⑤ 税理士会への加入脱退の自由
- ⑥ 税理士の資格を有する者を弁護士、公認会計士、税理士試験合格者、税理士試験の免除者に限定
- ⑦ 国税庁長官による一元的な監督などである。

【税理士法制定後の改正】

昭和26年の税理士法の制定後、税理士会から多くの具体的改正項目を掲げた「税理士法改正に関する意見書」が出されていた。

昭和31年改正では、一定範囲の更正処分につき関与税理士に意見を述べる機会の付与、特別税理士試験制度の創設、税理士会への間接強制加入制度の採用など、昭和36年改正では、税理士の登録事務を「国税庁」から「日本税理士会連合会」に移譲された。昭和39年にも政府案で改正の動きがあったが、日税連からの修正案との協議が進まず廃案となっている。

そして、昭和55年には、

- ① 税理士の使命（独立した公正な立場）の明確化
- ② 税理士業務の対象税目を原則として全税目とし、付随業務（財務書類の作成等）を新設
- ③ 試験制度の合理化
- ④ 登録即入会制の創設
- ⑤ 他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度の創設
- ⑥ 懲戒処分権者を国税庁長官から大蔵大臣に改め、懲戒処分は税理士審査会の議決に基づいて行う

などの改正がなされた。

平成13年の改正目的は、当時の規制緩和の改革とも相まって「最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度を確立するため、所要の見直しを行う」ことであるとされている。

改正の特徴は、

- ① 税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設
- ② 受験資格要件の緩和
- ③ 試験科目の免除制度の見直し
- ④ 書面添付に係る意見聴取制度の拡充
- ⑤ 税理士法人制度の創設
- ⑥ 補助税理士制度の創設
- ⑦ 会員の研修受講努力規定の追加
- ⑧ 税理士会の会則に、会員の研修に関する規定（絶対的記載事項）の追加
- ⑨ 紛議の調停制度の創設
- ⑩ 報酬に関する規定の削除
- ⑪ 許可公認会計士制度の廃止
- ⑫ 財務大臣による役員の解任規定の削除

などとなっている。

平成26年の改正は、毎年行われる「所得税法等の一部を改正する法律案（以下、「改正法」という。）（平成26年3月20日可決・成立）」の中で納税環境整備関連の一環として上程されたことに大きな特徴がある。

また、税理士法改正に当たっての理由は、「税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことが重要である（平成26年度税制改正大綱による）」とされている。成立した「改正法」は、同年3月31日公布され、

別段の定めがあるものを除き4月1日から施行された。公布されている政省令の改正・新設等を含むが、特徴としては、

- ① 税理士会等会則に、租税教育に関する規定（絶対的記載事項）の追加
- ② 税務調査における事前通知規定の整備
- ③ 非税理士に対する名義貸し禁止規定の創設
- ④ 受験資格要件の緩和
- ⑤ 補助税理士制度の見直し（所属税理士制度に変更）
- ⑥ 公認会計士に係る自動資格付与制度の見直し
- ⑦ 税理士に係る懲戒処分の適正化
- ⑧ 登録拒否事由（懲戒免職等となった公務員等）の追加等
- ⑨ 税理士証票の定期交換制度の創設
- ⑩ 報酬のある公職に就いた場合の規定の整備等である。

《税務行政の変遷と税理士の役割》

税務行政の変遷は、大きな節目は昭和22年の「申告納税制度の導入」で大きな変革をもたらした現在に至っていることは否めない。

ただ、その当時の「国民の税に対する意識」が現在の国民の税に対する意識とは、相当の乖離があり、その差が税務調査の対応にも認められる。

現在は、調査終結後に是否認等が認められれば、基本的には修正申告の懲遷が一般的となっているが、昭和40年代までは更正処理が一般的であった。

あくまでも個人的な解釈だが、納税者側が調査の結果を受忍していたのではないかと思う。決して税務当局が強引な処理を行ったものではなく、税に対する意識がそのような結果をもたらしていたと思う。昭和50年代になり修正申告の懲遷が一般的となったのには、税理士制度の変遷とともに税理士関与の割合も当然のごとく高くなっていったことにも一因があるとともに、納税者数の増加もあり税務行政の効率化と処理の迅速化がその背景にあったことは否定できない。そのような時代背景を経ながら平成26年の税理士法改正では、税制改正大綱において「税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことが重要である。」と改正の趣旨（理由）が述べられて「税理士の地位」が確立されてきたの

ではないかと思う。

《現在の国税庁の税理士業務への取組方》

(組織の変遷を含め)

国税庁の任務は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を達成するため、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされている。(財務省設置法第19条)(国税庁レポート2020 6頁参照)

現在、当局が「税理士業務の適正な運営の確保」のために取り組んでいる内容を紹介すると

～税理士の使命～

税理士及び税理士法人は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

更に、

1 税理士の業務と役割

～納税者をサポートし申告納税制度を推進～

2 税理士会等との連絡協調

～幅広い課題について協議・意見交換等を実施～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調につとめています。

具体的には、

(1) 書面添付制度の推進

～計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着～

(2) e-Taxの利用促進

～申告手続等の電子化の実現に向けた連携・協調～

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確

に実施、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

と、「国税庁レポート2020」では紹介している。

【税理士(会)の指導・監督】

納税義務の適正な実現を図ることを使命とする税理士業務は極めて公共的性格が強く、税理士業務の遂行いかに納税者、税務行政に及ぼす影響は極めて大きい。

そのため、税理士業務の適正な運営が確保されるよう、財務大臣あるいは国税庁長官に日本税理士会連合会、税理士会及び税理士に対する指導・監督権限が認められている。

この指導・監督権限に基づき、税理士会及び税理士業務の適正な運営が確保されるよう、必要に応じ、これらの団体等から報告を徴し、その業務運営等に関し適切な指導・監督を行うほか、非行税理士やニセ税理士に対する取締りに努めている。

～税理士監理官の設置～

東京国税局では、税理士等への指導・監督体制の強化のため、昭和51年7月(昭和26年7月から設置)に総務部総務課の税理士係を廃止し、「税理士専門官」が新設された。その後、昭和59年7月に税理士専門官を廃止し、代わって総務部に「税理士監理官(指定官職)」が新設され、併せて税理士係も再度設置されている。

更に、平成8年7月に新宿税務署に税理士事務を専担する税理士専門官を新設し、その執行体制を整備するとともに、設置署にとらわれない弾力的な運営(広域運営)をすることとし、税理士事務の一層の充実を図っている。税理士専門官については、その後、税理士事務の重要性から主要な署に配置されるようになり、平成23年7月からは国税局総務部総務課に集中配置し税理士監理官の下で東京国税局管内の税理士の指導・監督事務に従事している。

また、各税務署においては、総務課課長補佐(設置されていない署においては総務係長)による税務職員に対する税理士法の研修等を実施しており、税理士制度の趣旨及び重要性の周知を図ると

ともに、非行税理士及びニセ税理士の情報収集に努めている。※東京国税局50年史より

【結び】

以上、「税理士制度の歴史」から「現在の国税庁の税理士業務への取組方」までを経て、「税理士監理官」の発足の経緯を記述させていただきました。

最後に余談ですが、私が昭和49年4月熊本国税局に採用された当時の時代背景は、まだ激動の時代が続いており、昭和49年8月の三菱重工爆破事件には驚嘆の思いがあるとともに、プロ野球界では、「我が巨人軍は永遠に不滅です。」の憧れの長嶋が引退したのも鮮明に記憶している。

最初の赴任地大森税務署から10年税務署勤務を経たのち昭和60年7月東京国税局総務部総務課へ異動となり国税局での最初の仕事が「税理士係」ということで何かしら御縁を感じるとともに今回の原稿依頼の所以ではないかと思っている。

当時の税理士係と言えば、記述させて頂いたとおり「税理士監理官」が設置されて2年目で初代税理士監理官付の税理士係主任として税理士事務に従事していた。記憶にある事務としては、日税連から回付されてくる「税理士登録申請書」の欠格事由等のチェックや昭和55年税理士法改正で始まった「許可公認会計士」（平成13年改正で廃止）の申請事務が主な仕事だったのを記憶している。そのような中で税理士会との関係は、連絡・協調に重みを置き、今でも開催されている税理士会と税務当局との連絡協議会等の開催準備に時間を割いていたような記憶がある。そこで、事務方として千駄ヶ谷の税理士会館にも何度か足を運んだことも思い出される。

結びとして、個人的には、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」いわゆる「現行税制の基本である申告納税制度」を後世に引き継ぐべく、税理士会と当局が連絡・協調関係を密にし、税理士法に抵触することなく「税理士の使命」を果たしていくことが肝要ではないかと思う。結果、当局の税理士監理官並びに税理士専門官の「税理士会等への指導・監督事務」の負担が軽減することを願いたい。

このテーマをまとめるに当たって、日税連の「税理士登録時研修テキスト」、「国税庁70年史」並びに「東京国税局50年史」等を参考とさせていただ

いた。

●参考：税理士監理官等の根拠法令等

第465条（国税庁 地方支分部局 国税局 総務部の内部組織）

総務部に、税理士監理官それぞれ一人並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の総務部に、人事調査官それぞれ一人を置く。

注：沖縄国税事務所を除く、全国11国税局に配置されている。

2 税理士監理官は、命を受けて、第454条第七号に掲げる事務のうち国税局長の指定するものを処理する。

3 省略

第454条（国税局総務課の所掌事務）

一から六 省略

七 税理士制度の運営に関すること。

八～十三 省略

と定められている。

第384条（国税庁総務課の所掌事務）

一から九 省略

十 税理士制度の運営に関すること。

財務省組織規則は、そもそも国家行政組織法（以下、「組織法」という。）、財務省設置法（以下「設置法」という。）及び財務省組織令（以下、「組織令」という。）を実施するため、定められている。

設置法第2条に、「組織法第3条第2項の規定に基づいて、財務省を設置する」と定められ、設置法第3条で「財務省は、健全な財政の確保、適正公平な課税の実現、・・・～中略～・・・を図ることを任務とする。」と、財務省の任務が定められている。

設置法第20条（国税庁の所掌事務）

国税庁は、前条（前述済）の任務を達成するため、～中略～に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 税理士制度の運営に関すること。

二、三 省略

と規定されている。

国税庁事務分掌規則

第二章（内部部局）第二節（長官官房）第二款の二の二 税理士監理室（税理士監理室）

第十七条の六 総務課に税理士監理室を置く。

2 税理士監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国税審議会税理士分科会の庶務に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

二 税理士制度の運営に関すること。

3 税理士監理室に室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
（税理士監理室の係）

第十七条の七 税理士監理室に税理士係を置く。
（税理士係の所掌事務）

第十七条の八 税理士係は次に掲げる事務をつかさどる。

一 国税審議会税理士分科会の庶務に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

二 税理士制度の運営に関すること。

第四章（国税局）第二節（総務部）

第二款（総務課）

（税理士専門官の事務）

第百八十四条の二 税理士専門官は、命を受けて、税理士制度の運営に関する事務のうち税理士業務の適正な運営の確保その他の専門的事項を処理する。

（税理士係の所掌事務）

第百九十二条 税理士係は、税理士制度の運営に関する事務をつかさどる。

～最後に～

東京税理士会日本橋支部の先生方の綱紀監察案件が発生することのないよう、くれぐれも「税理士法の厳守」をお願い致します。

【税理士制度、税制及び税務行政の変遷】

1869	明2年7月	大蔵省設置
1873	明6年7月	地租改正法の布告
1875	明8年10月	酒類税則施行
1877	明10年1月	大蔵省に租税局設置
1884	明17年5月	大蔵省に主税局設置
1887	明20年7月	所得税法施行
1889	明22年4月	国税徴収法施行
1896	明29年3月	営業税法施行
1896	明29年11月	税務管理局・税務署設置
1899	明32年2月	所得税法の全面改正（法人課税の開始）
1892	明35年11月	税務管理局から税務監督局へ
1894	明37年5月	醸造試験所設置
1895	明38年4月	相続税法施行
1927	昭2年3月	計理士法制定
1940	昭15年4月	法人税法施行
1941	昭16年4月	大蔵省税務講習所設置
1941	昭16年7月	税務監督局から財務局へ
1942	昭17年2月	税務代理士法施行（税務代理士制度発足）
1947	昭22年4月	所得税・法人税・相続税に申告納税制度の導入
1948	昭23年7月	国税犯則取締法改正（国税査察官制度発足）
1948	昭23年8月	公認会計士法施行
1949	昭24年6月	国税庁発足、国税局の設置
1949	昭24年9月	シャープ勧告
1950	昭25年4月	青色申告制度導入
1951	昭26年7月	税理士法制定（税理士制度発足）

1956	昭31年6月	税理士法改正（第一次）～任意加入制度から強制入会制へ
1961	昭36年6月	税理士法改正（第二次）～登録事務を移譲
1962	昭37年4月	国税通則法施行
1967	昭42年10月	税理士制度25周年式典を挙行
1970	昭45年5月	国税不服審判所が発足
1972	昭47年10月	税理士制度30周年式典を挙行
1974	昭49年2月	商法監査特例法が成立
1980	昭55年4月	税理士法改正（第三次）～税理士の地位が明確に
1994	平元年4月	消費税法施行
1992	平4年11月	税理制度50周年式典を挙行/アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会設立
1997	平9年5月	地方自治法改正で税理士が外部監査人の適格者に
2001	平13年6月	税理士法改正（第四次）～納税者利便の向上と信頼される税理士制度の確立
2004	平16年1月	日税連認証局による公的個人認証サービスを開始
2006	平18年5月	会社法が施行され税理士が会計参与の適格者に
2008	平20年1月	政治資金規正法が改正され税理士が登録政治資金監査人の適格者に
2012	平24年11月	税理士制度70周年式典を挙行
2014	平26年3月	税理士法改正（第五次）～公認会計士に係る資格付与の見直し